

地方公務員の給与削減に関する質問主意書及び答弁書（抜粋）

質問主意書 平成23年5月25日提出
 答 弁 書 平成23年6月 3日閣議決定
 提 出 者 山口 俊一 衆議院議員

○質問（要旨）

仮に、地方交付税の交付額が下げられた場合、地方公共団体は地方公務員の給与を連動して下げなければならないのかお教えいただきたい。例えば地方交付税の減額分を地方公務員の給与の削減ではなく、投資的経費削減で穴埋めする場合は国からの指示に従わなかったとして法令違反に当たるのかお教えいただきたい。

<答弁>

地方公共団体の職員の給与については、地方公務員法第24条の規定により、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して、当該地方公共団体の条例で定めることとされている。
 また、「地方交付税の交付額が下げられた場合」を前提とした仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、地方交付税は使途の定めのない一般財源であり、国は、その交付に当たり、条件を付け、又は使途を制限してはならないとされていることから、国は、地方公共団体に対し、地方交付税の交付に当たり、特定の支出の削減を義務付けることはできない。

○質問（要旨）

「国がやったから自治体も一律何%下げろなんて全く愚策」との片山総務大臣の記者会見でのコメントの事実関係及び片山総務大臣の現在の認識についてお教えいただきたい。また、菅総理は、地方交付税の交付額の減少あるいは義務教育費国庫負担率の引き下げを考えているのかいないのか、二者択一でお答えいただきたい。

<答弁>

平成23年5月20日の記者会見において、片山総務大臣は、「国がこうやったから自治体も一律現状から何パーセント下げろなんてことを仮にやるとしたら、それはもう全く愚策なのですよね。」との発言をしている。総務省としては、この発言のとおり、地方公共団体に対して、今後、国会において法案の御審議をお願いすることとしている国家公務員の給与の引下げと同様の引下げを要請することは考えていない。

また、地方公共団体の職員の給与については、お尋ねの「地方交付税の交付額の減少あるいは義務教育費国庫負担率の引き下げ」を手段とすることを含め、国家公務員給与引下げと同様の引下げを地方公共団体に強制することは考えていない。